

吳蘭庭の『元豐九域志』校定について

日 比 野 丈 夫

一

元豐九域志は寫本で傳へられた。不幸にしてその宋刊本はいまだ發見されてゐない。また元明時代にもこれが刊行せられたといふことを聞かないのである。清初にもその流傳は頗るまれであつたといはれてゐる。ただ、これに二種類の系統があつたことは、早く朱彝尊が、

九域志十卷。元豐中丹陽王存正中被旨。與曾肇李德芻共撰。曩見宋槧本于崑山徐氏。失四京第一卷。次卷亦多闕文。特府州軍監縣均有古跡一門。蓋民間流行之書。而此則經進本也。故晁公武讀書後志有新舊九域志之目。其進表上陳文直筆核。洵不媿乎其言者。宋槧字小而密。斯則格紙軒朗。便於老眼。覽觀極爲

可喜。抄而挿諸架。德芻別有元豐郡國志三十卷圖三卷。載宋藝文志。〔曝書亭集〕卷四四 跋元豐九域志）

といひ、かれが徐乾學の傳是樓においてかつて見たといふ宋刊本と、自からの抄し得たる本との相違をのべてゐる。ただし傳是樓に果して宋刊本があつたかどうか、朱氏以外には見たといふ人がないので疑問であり、^①晁公武の『郡齋讀書志』にも新舊九域志の目はないので、^②朱氏のこの跋文は後の學者にいろいろの誤りを傳へたものである。朱氏の抄し得た本の原本が刊本であつたか、寫本であつたか、また何人がもつてゐたかといふことも不明であるが、これを元豐の經進本なりと斷定した理由は、字體大きく體裁の立派なこととともに、おそらく卷首に進書の序文あるがためであら

う。『文淵閣書目』(卷十八)^③をみると、九域志には五冊本と二冊本の二部があるが、その内容の相違はもとより、刊本なりや寫本なりやも知ることができぬ。しかし種々の點からして、五冊本の方が朱彝尊のいはゆる經進本に相當することが推測されるのであつて、この書に二系統のあつたことは明初にまで溯りうるのである。

乾隆の遺書採集にあたつて、浙江巡撫からは前後十二次にわたつての進呈が行はれたが、第二次の舊抄本九種のうちに、「九域志九卷宋王存等撰十本」とあり第四次の汪啓淑家呈送本のうちに、「新定九域志十卷二十本」とある。(『各省進呈書目』による)^④この二者がそれぞれ『浙江採進書總錄』(戊集)にみえる、「九域志十卷 汲古閣影宋寫本」「新定九域志十卷 寫本」に相當するといふまでもなからう。總錄には前者について王存の序文を引用しついで、

按此書流傳頗罕。朱彝尊謂昆山徐氏所藏宋槧本首有缺卷。茲本亦從宋刻精摹。有首卷而缺末卷。復借得吳門朱氏抄足之。始成完璧云。

といふ。すなはち浙江巡撫の進呈本は汲古閣の影宋寫本なのであつて、それは十卷のうち最後の一卷を缺いてゐたので、進呈に際し蘇州の朱煥の家藏本を借りて補寫したといふわけである。『各省進呈書目』に九卷とあるのは元來の汲古閣の寫本のみについていつたものであらうか。『汲古閣珍藏宋板書目』には、「九域志十本 宋板 精鈔 八兩」とある。十本とあるから元來十卷完全であつたものが、明清鼎革の際に第十卷の一本が失はれたのかも知れない。朱彝尊が抄し得て經進本と斷定せるものはまさにこの系統の本なのである。つぎに後者の新定九域志については總錄に、

右即前書特於府州軍監縣均添古跡一門。蓋當時民間流行之本。故晁公武讀書志有新舊九域志之目。

とあつて、これが朱彝尊の傳是樓において見たといふ本と同じ系統のものたるはいふまでもない。要するに二種の九域志は卷數ともに十卷で内容にも大差ないが、ただ各府州軍監縣に古跡の一條が添加されてゐるかいなかが相違してゐる。この古跡のある方が果して古くから新定といふ文字を冠せられてゐたかどうか。

あるひは朱彝尊が古跡なきを經進原本とし、古跡あるをその後の民間流行之書と考へたために、進呈にあつて後者に新定の文字を加へたのかも知れないのである。しかし新定の文字はともかくも、これが南宋になつて一部の改變を施された民間流行の俗書であつたことは誤りあるまい。^⑥

『四庫全書總目提要』（史部地理類一）には、元豐九域志の條に「兩江總督採進本」とあり、

前略 此爲明毛晉影抄宋刻。乃元豐間經進本。後藏徐乾學傳是樓中。字畫清朗。訛闕亦少。惟佚其第十卷。今以蘇州朱煥家抄本補之。首尾完具。按張湜雲谷雜記稱。南渡後閩中刊書不精。如睦州。宣和中始改嚴州。而新定九域志直改爲嚴州。今檢此本內睦州之名尙未竄改。則其出於北宋刻本可知矣。近時馮集梧校刊此書。每卷末具列考證。其所據亦此本也。

とある。毛晉の影抄宋刻本のちに傳是樓に藏せられたといふのは、明らかに朱彝尊の跋文を誤解したもので事實ではないであらう。また四庫全書の底本になつたものが毛晉の本であるとすれば、これに「兩江總督

採進本」とあるのはどうしても不可解で、さきにも述べたやうに「浙江巡撫採進本」となければならぬはずである。もつとも『各省進呈書目』によれば、第一次の兩江進呈本のうちに、「九域志 宋王存著 六本抄本」とみえるが、これはとくに脱誤の多い惡本だつたやうである。^⑦古跡のある新定九域志の方は四庫全書では地理類存目の部におさめられ、提要には「浙江汪啓淑家藏本」として、

此書與宋王存等所撰元豐九域志。文並相同。惟府州軍監縣下多出古蹟一門。詳略失宜。視原書頗爲蕪雜。……而古蹟一門。當即其時坊賈所增入矣。

とあり、この書については一應問題はないものと思ふ。

二

刊行された九域志には、武英殿聚珍版本のほか、馮集梧による校定本がある。これは乾隆四十九年一應の校訂を了へて刊刻し、さらに五十三年に補校刊刻されたものである。馮氏の同書に附せる乾隆四十九年の識語にはつきのごとく記されてゐる。

右元豐九域志十卷。係從宋刻摹本抄得者。中亦不無闕文。然首尾備具。因取各本參校。分注其下。其曰江本者。則采進遺書時。江南書局所進本。曰浙本者。浙江書局所進本也。江本殊多脫誤。又有嘉定王氏本。與浙本多同。惟首無闕卷。朱竹垞先生謂。崑山徐氏所藏宋槧本失四京第一卷。而府州軍監均有古述一門。蓋民間流行之書。今浙本正復如此。其題辭稱新定九域志。云々

提要では馮氏のよりどころとした原本はやはり毛晉の影抄宋刻本であらうといつてゐるが、馮氏自身の識語によるとただ「係從宋刻摹本抄得者」とのみ稱してゐる。さうしてこれをもととして、四庫館の江南書局所進本——各省進呈書目に九域志、王存著、六本抄本とあるもの——と浙江書局所進本——新定九域志と題する古跡あるもの、四京第一卷を缺く——とを以つて校訂したのである。思ふに、當時四庫全書館にはすでにこれら江本浙本のほか、毛晉の影抄宋刻本も入つてゐたはずで有つて、前二本を參校しうるとすれば、當然毛晉の本も見ることができたに違ひない。しかるに馮

氏は毛晉の本をよりどころとしたと思はれるにもかかはらず、敢てこれを明記せず、ただ「係從宋刻摹本抄得者」と稱してゐるのは如何なる理由からであらうか。さらにもつとも不思議なのは武英殿聚珍版本の元豐九域志とこの馮氏の校定本とが内容において本文、校語ともに全く一致することである。ただ馮本には本文が雙行になつてゐる部分が多いのに反して聚珍版本は全部單行であるといふ體裁の相違のほか、校語に馮本では江本、浙本、あるひはこれを併せて江浙本と異本を明記してゐるのに、聚珍版本ではすべてこれを別本といふ名に統一してゐる點に相違がある。さうして馮本には各卷末に詳細な攷證を附してゐるが、聚珍版本にはこれがない。しかし、それにしてもこの兩書が離るべからざる關係にあることはすでに明白であらう。

馮本元豐九域志について、王國維は、

此歸安吳省石先生所校也。嚴九能書五代史記纂誤補後云。胥石先生所校元豐九域志。最平生用意之作。

卑人刻之。不存己姓名。又吳胥石先生墓誌銘云。先

生之居京師也。朝貴歲致幣物。乞代作詩文。初不少靳。至乞其校定之書。刻以行世。削先生姓名。友朋知其事者。爲之呼憤。先生弗校也。是馮氏此書。實出胥石先生手。微九能記此事。則後世其誰知之。

（『觀堂別集補遺』元豐九域志跋）

とのべて、馮本の校定は實は吳蘭庭の手に出づることを明らかにした。嚴元照（九能）の文はともに『悔庵學文』^⑤のうちにおさめられてゐる。吳蘭庭は歸安（湖州）の人、乾隆三十九年の舉人であるが、七度禮部試に應じてつひに進士になれなかつた。しかし詩文に長じ、とくに史學に精しく、童學誠から邵晉涵と並び稱されたといふ。嚴元照の「吳胥石先生墓誌銘」によれば、

其讀史也。尤究心於地理職官。於其沿革建置紛拏繁亂卒不可理者。鈎稽探索。盡得其條貫。上下千餘年。瞭如指掌。

とあつて、地理の學を好んだこと、また弟の吳蘭史の「胥石大兄傳」（嘉業堂刊本『胥石詩文存』附錄）によれば、

兄留京師。受倩纂修官書及校閱四庫書。因得益讀所

未見書。爲詩文。大都寄名他氏。云々

とあり、京師にあつて官書の纂修や四庫の書の校閲などの下うけをやつてゐたことがわかるのである。その馮集梧との關係に至つてはただ王蘭泉の『湖海詩傳』（卷三十三）に、壯年のときから六十餘歳まで京師に流寓し、馮編修集梧の家に寓したとあるばかりである。嘉業堂刊『胥石詩文存』に附せる劉承幹の跋には、何によつたものかやや詳しく、

乾隆甲午舉於鄉。七應禮試不遇。主馮編修集梧家。編修校勘群籍。如攷定元豐九域志。增注杜樊川集。皆出先生手。

と記してゐる。光緒『歸安縣志』（卷三十五人物傳儒林）にも、

佐桐鄉馮集梧。校刻元豐九域志。杜牧之詩注。畢氏續通鑑等書。又攷定宋大中祥符廣韻。以其餘事。及於詩文。

とある。

ともかくも馮集梧の校刊せる九域志が全く吳胥石の手にたり、しかも嚴元照の強調してゐるやうに最も平

生用意の作であることはもはや定説として認められてよいであらう。その致證もやはり吳氏の手になつたものであることいふまでもあるまい。しかし馮氏の吳氏を遇する態度はどうであつたらうか。嚴氏が胥石先生墓誌銘のうちに、「至乞其校定之書。刻以行世。削先生姓名。友朋知其事者。爲之呼憤」と公憤の一端を漏らしてゐるのは、専ら馮集梧に對して發せられたもののやうである。その幕下の學者を遇する酷薄な態度がうかがはれ、その人柄もしのばれる。事實その校刊せる九域志には乾隆四十九年及び五十二年の二度に亘つて識語を附してゐるが、一言吳氏のことと言及した點は見受けられない。しかし名利に恬淡たる吳氏はいささかもこれを意に介しなかつたのである。

三

さて馮集梧は光緒『桐鄉縣志』（卷十五 人物志文苑）によれば、乾隆四十六年の進士で翰林院に入つたとある。かれが四庫全書の纂修に關係したことは『四庫全書總目提要』卷首の「辦理四庫全書在事諸臣職名」（乾隆四十七年七月）をみれば、繕書處分校官のうちに翰

林院庶吉士として名をつらねてゐることから明らかである。しかし四庫全書の第一部が完成したのは乾隆四十六年末のことであり、提要もまたその年のうちに完成してゐたのであるから、馮氏は纂修職官の間に名をつらねてゐても、殆んど實際の仕事にはふれなかつたものであらう。さうして馮本九域志は、馮氏の識語によるに乾隆四十九年一たん校刊を終へたが、その後陳鵠の得たる錢遵王舊藏本を見るに及んで、致證に補刊を加へたものである。すると馮本九域志は四庫全書とは全く無關係に作られたやうであるが、聚珍版本と馮本の完全なる一致は如何にして説明すればよいのであらうか。一應は馮集梧が四庫の書をぬすみ、これに致證を附して自分の名において刊刻したのではないかといふ想像も成立つであらう。果してしからば吳蘭庭の作つたものはただ致證だけなのであらうか。それでは九域志の本文の校勘と致證とは全く關係のない別個のものであらうかといふに、決してさうとは考へられない。例へば、卷六江南東路南康軍都昌縣の條の致證に、

都昌有石鍾山。集梧按。石各本俱作上。考太平寰宇記。石鍾山在縣北二百一十里。今據改。

とあり、本文は石に作つてゐる。聚珍版本も同じく石に作る。すなはち本文中、各本ともに一致した文字であつても、典據があつて誤りの明らかなものはこれを

訂正し、攷證にその理由を述べてゐるのであつて、本文と攷證とは原來不可分の關係にあるものといはねばならぬ。同様な例はなほ次のごとく二十餘箇條に上るのである。

卷數	所屬	誤	正	典	據	備	考
一	四京	南京地理ノ條	京東	東京	本志		
同	北京地理ノ條	原闕	博・貝・相	本志・太平寰宇記			
二	京西北路	洛	洛	一統志			
同	河北東路	李億鎮	李晏鎮	通鑑周顯德二年正月註			
六	荊湖北路	西塞山	西塞山	元和郡縣志			
同	鄂州武昌縣	潭陽縣	潭陽縣	唐書地理志			
七	成都府路	瀘州縣三ノ條	瀘州縣	通鑑二七七註			
同	梓州路	成都府新都縣	瀘州縣	太平寰宇記			
同	資州磐石縣	磬石小	磬石山	通鑑二七三所引九域志			
八	利州路	懷安軍金水縣	白芳鎮	唐書地理志			
同	閬州西水縣	普安鎮	普安鎮	太平寰宇記			
九	廣南東路	劍州陰平縣	馬閑止	本志省廢州軍、宋史地理志			
同	利州路大安軍	至道三年	溇州	本志			
十	省廢州軍	上戈縣	至道二年	通典			
同	廣南路澄州	嚴州	嚴州	兩唐書地理志、本志			

同四十九年といふ期間が前後矛盾してゐることである。前述のごとく、もし馮本九域志が吳蘭庭の最も平生用意の作であつたとすれば、四庫全書本こそまづ吳氏によつてつくられたものでなければならぬ。吳氏が壯年時から京師に假寓して貴顯のために編纂校定の下うけをしてゐたことはすでに明らかであるから、馮集梧が翰林に入るより以前、何人かの依頼を受けて四庫全書のために九域志を校定したと考へられないであらうか。ここで思ひ當るのは、馮集梧の兄應榴が翰林院提調官として四庫全書館職官題名に名を列してゐることである。それには「軍機處行走鴻臚寺卿今任江西布政使」とある。馮應榴は光緒『桐鄉縣志』（卷十五人物志宦績）によれば、乾隆二十六年の進士であつて、おそらく四庫全書館開設の當初からこれに關係してゐた人であらう。吳蘭庭がこの人の請ひを容れて九域志を校定し、それが四庫全書のうちに採用されたものと一應想像してみよう。それには考證は附せられず、校訂に關する諸資料はすべて吳氏の手もとに残されて整理されてゐたことであらう。

四庫全書完成の直前に四庫館に入り、さうした事情に精通してゐた馮集梧がごとくその資料を吳氏に請ひ、これを自分の名において發表したのが馮本九域志ではないのだらうか。一體武英殿聚珍版書は乾隆三十八年から五十九年にかけて印行されたものとせられてゐる。⁽⁹⁾元豐九域志がこのうち何年に印行されたかは明らかではないが、恐らく馮本九域志に補刊が行はれた乾隆五十三年より以前のことはあるまい。つぎに聚珍版本九域志に附せられた提要には、「近時馮集梧校刊此書。每卷末具列考證。其所據亦此本也」の一行がないことである。聚珍版本の原本はいふまでもなく乾隆四十六年に完成した四庫全書の第一本たる文淵閣本である。その第二本は翌四十七年謄寫を完了して盛京の文溯閣に送られたものであるが、この文溯閣四庫全書本の九域志に附された提要にも右の一行がみえないことはいふまでもない。⁽¹⁰⁾四庫全書の總目提要と原書提要との間の繁簡優劣についてはすでに注目されたところであつて、この一行のときはとくに興味深く眺められるのである。一體總目提要二百卷も乾隆四十六

年一應の完成を告げたのであるが、その後ひきつづいて改訂が行はれ、これが武英殿聚珍版本として印行されたのは、確實な年時はわからないが、乾隆五十五年から五十九年までのことであらうといはれてゐる。⁽¹²⁾

右の「近時馮集梧云々」の一行がみられるのは、實にこの聚珍版本の總目提要においてなのである。これは翰林院庶吉士よりやがて編修にすすみ依然四庫館に關係のあつた馮集梧が、如何なる手段を用ひてか強引に附け加へたものに相違ない。これによつて自分の功績を後世に傳へんとした野心がありとあらはれてゐるではないか。馮集梧の心臓の強さが後の學者から随分と露骨に非難されるのも故なしとしない。

以上は想像をもまじへた點があつて、考證としては完全をつくすことはできなかったにしても、少くとも次のことはいへると思ふ。もし馮本元豐九域志が吳蘭庭の手になるものであるとしたら、これと全く違はぬ四庫本の九域志もやはり吳蘭庭の手になつたといふこと。従つて、馮集梧は結局四庫本九域志をぬすみ、その校定の功を自分に歸したのみか、提要にまでそのことを書き加へてこれを強調したといふこと、以上である。しかし馮本によつて九域志の毛晉の影抄宋刻本、

浙本（新定九域志、ただし古跡はない）、江本の癡形がわかり、吳蘭庭の精魂をこめた攷證の全貌をうかがふことができるのは、馮集梧の功績に違ひない。

註 ① 現存の『傳是樓書目』には九域志は見えない。

② 『郡齋讀書志』に後志のついてゐるのは袁州本であるが、九域志はこれにはなく、本志の卷二下に「九域志十卷」とあるのみで新舊の別はない。衢州本では卷八に著録されてゐるが、袁州本と同様である。

③ 讀書齋叢書本

④ 陳揆の『稽瑞樓書目』に、元豐九域志十卷五冊、新定九域志十卷二冊とあり、朱澂の『朱氏結一廬書目』（卷二）に元豐新定九域志十卷計二本とある。新定本が古跡の條だけ多いのにもかかはらず、冊数が少いのは文字が小にして密なるがためであらう。

⑤ 涵芬樓秘笈本

⑥ 朱彝尊のこの考へは四庫提要も受けついでをり、馮集梧本九域志攷證卷五兩浙路睦州の條にも、按張湜雲谷雜編云。睦州宣和中始改爲嚴州。今所刊元豐九域志乃徑易睦州爲嚴州。殊失本書之旨。則張氏所見者乃正今之浙本。然今本標首稱新定九域志。其義故可兩存也。

とのべてゐる。

⑦ 後記のごとく馮本、乾隆四十九年の識語による。

⑧ 湖州叢書所收

⑨ 郭伯恭「四庫全書纂修考」頁一〇一

⑩ 奉天圖書館排印『文淵閣本四庫全書提要』

⑪ 郭伯恭 同前書頁二一六

⑫ 同前書頁二二二